香芝市告示第８０号

香芝市水洗便所改造資金融資あっせん要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市水洗便所改造資金融資あっせん要綱

（目的）

第１条　この要綱は、下水道法（昭和３３年法律第７９号。以下「法」という。）第２条第８号に規定する本市の処理区域（以下「処理区域」という。）内において、既設のくみ取り便所及び既存し尿浄化槽便所（以下「くみ取り便所等」という。）を法第１１条の３第１項に規定する水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しようとする者（法人は除く。）に対し、香芝市下水道条例（平成２年条例第８号。以下「条例」という。）第４７条の規定に基づき改造資金の融資あっせんを行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 融資あっせん　市長が改造工事をしようとする者に対し、取扱金融機関に改造資金をあっせんすることをいう。

(2) 改造工事　処理区域内において、くみ取り便所等を水洗便所に改造する工事及び便器、洗浄用具並びにこれに伴う排水設備の工事をいう。

(3) 改造資金　前号の工事を行うための必要な資金をいう。

(4) 取扱金融機関　融資あっせんを決定した者に対し、融資を行う金融機関で市長が指定したものをいう。

（融資あっせんを受けようとする者の要件）

第３条　融資あっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 処理区域内における建築物の所有者又はその建築物の所有者の同意を得た使用者であること。

(2) 市内に居住し、住民基本台帳に記録され、独立の生計を営み、かつ、市税を滞納していないこと。

(3) 自己資金のみでは改造資金を一時に負担することが困難である者。

(4) 融資あっせんを受けた資金の返済能力を有する者。

(5) 確実な連帯保証人１人を有する者。

(6) 取扱金融機関の融資要件を有すること。

(7) その他市長が必要と認める要件を備えていること。

（融資あっせん額）

第４条　融資あっせん額は、改造工事１件につき６０万円以内とする。

２　融資額は、千円を単位として千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（融資あっせんの申請）

第５条　申請者は、水洗便所改造資金融資あっせん申請書（第１号様式）に、香芝市下水道条例施行規則（令和　年規則第　号）第７条に規定する排水設備等計画確認申請書及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（融資あっせんの決定及び通知）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、融資あっせんの適否を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん承認（不承認）決定通知書（第２号様式）により申請者に対し、通知するものとする。

（融資あっせん額の確定）

第７条　市長は、条例第８条第１項に規定する竣工検査合格後において融資あっせん額を確定し、水洗便所改造資金融資あっせん額確定通知書（第３号様式）により取扱金融機関及び申請者に対し、通知するものとする。

（融資の手続）

第８条　申請者は、条例第８条第３項に規定する検査済証の交付を受けた後に、取扱金融機関に対し、次に掲げる書類を添えて融資の申し込みをすることができる。

(1) 水洗便所改造資金融資あっせん額確定通知書

(2) 検査済証

(3) その他取扱金融機関が必要と認める書類

（利子補給）

第９条　市長は、融資あっせんを受けた者（以下「借受人」という。）が融資あっせんを完済したときは、借受人に対し予算の範囲内において、約定償還（繰上償還があった場合は、当該償還日）までの間の利子の全額を補給する。ただし、借受人の履行遅滞による延滞利息は借受人の負担とする。

２　利子補給を受けようとする者は、水洗便所改造資金融資利子補給金申請書（第４号様式）に完済証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（融資あっせん額の償還方法）

第１０条　融資あっせんの償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から３６月以内の元金均等月賦償還（１００円未満の端数があるときは、最終回の償

還金額に合算する。）とする。ただし、期限前において全額繰り上げ償還することができる。

２　借受人が融資あっせん資金の全額を償還する前に、市外へ住所を移転するとき、又は融資あっせんにより改造したその施設の所有権を第三者に譲渡しようとするときは、前項の規定にかかわらず、期限前であっても全額繰り上げ償還しなければならない。

（届出の義務）

第１１条　借受人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に定める者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したときは、相続人

(2) 氏名又は住所を変更したときは、借受人

(3) 仮差押、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立等を受けたときは、借受人

(4) 前各号に掲げるもののほか、財産等に重要な変動が生じたときは、借受人

(融資あっせんの取消し)

第１２条　市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、融資あっせんの決定を取り消すことができる。

(1) 第３条各号に規定する条件を欠くこととなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。

(3) 借受人の責に帰すべき理由により償還を怠ったとき。

(4) その他市長が当該融資の取消しを必要と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により融資あっせんの決定を取り消した場合は、融資金の繰り上げ償還を命ずることができる。

(連帯保証人の要件等)

第１３条　第３条第５号に規定する連帯保証人は、融資金の返済能力を有し、市内に居住し、申請者と異なる住所で住民基本台帳に記録され（市長が認める場合には、本市に住所を有しないもの及び申請者と同じ住所を有するものを含む。）、独立の生計を営み、市税を滞納していない納税義務者でなければならない。

２　借受人は、連帯保証人が死亡したとき、又は前項に定める要件を欠くこととなった場合は、新たに連帯保証人をたて、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（損失補償）

第１４条　借受人又はその連帯保証人（以下「債務者等」という。）の債務不

履行により、取扱金融機関が損失をこうむったときは、市長は予算の範囲内において、これを保証するものとする。

２　取扱金融機関は、前項の損失補償と引き替えに、債務者等が有する残債務を市長に譲渡するものとする。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん申請書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

申請人

氏　　名　　実印

（電話　　）

住　　所

申請人

氏　　名　　実印

（電話　　）

次のとおり水洗便所改造資金の融資を受けたいので、あっせんしてくださるよう関係書類を添えて申請します。

設置場所			
着工予定日	年　月　日	完工予定日	年　月　日
建築物所有区分	□　自家　　□　借家		
建築物所有同意欄（当該建築物が申請者の所有でない場合）	申請者において本書のとおり水洗便所改造工事を施工することを承諾します。 所有者住所 所有者氏名 （電話番号　　）		
既設便所の型	□　くみ取り便所　　□　浄化槽による水洗便所		
改造予定工事費	円	融資あっせん希望額	円
施工業者	住　　所 代表者名		
融資あっせん金融機関名		口座名義人	
融資あっせんの可否	可　・　否	融資あっせん決定金額	円
竣工検査年月日	年　月　日	竣工検査員	
融資決定番号	第　　号		

備考

１　申請される人は、次の書類を添付してください。

⑴　申請者及び連帯保証人の納税証明書　各１通

⑵　申請者及び連帯保証人の印鑑証明書　各１通

⑶　申請者及び連帯保証人の所得証明書　各１通

２　融資あっせん金融機関名の口座名義人は本人としてください。

３　連帯保証人は、金銭消費貸借契約証書の締結時の保証人と同一としてください。

※　二重線の中は、記入しないでください。

第２号様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　様

香芝市長　　印

水洗便所改造資金融資あっせん承認（不承認）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった水洗便所改造資金融資あっせんの申請について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

決定区分

不承認の場合の理由

決定通知書番号

融資あっせんの金額の確定は、市の排水設備等工事竣工検査合格後において、通知します。

以　上

備考　香芝市水洗便所改造資金融資あっせん要綱第１２条に該当する場合は、本決定を取り消すことがあります。

第３号様式（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

水洗便所改造資金融資あっせん額確定通知書

下記のとおり水洗便所改造資金融資あっせん額を確定したので、通知します。

記

１　融資あっせん決定額	円
２　決定通知書番号	第　　号
３　対象者	住　　所 氏　　名
４　連帯保証人	住　　所 氏　　名

以　上

第４号様式

水洗便所改造資金融資利子補給金申請書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

（電話番号　　）

水洗便所改造資金を完済し、利子補給を受けたいので、次のとおり申請します。

決定通知番号	
設置場所	
金融機関名	
預金種別	
名義人	
口座番号	
※融資金の額	
※利子補給申請額	

備考

１　利子補給金は、銀行振り込みですので、必ず金融機関名、預金種別、名義人及び口座番号を記入してください。

２　取扱金融機関が発行する完済証明書を添付してください。

３　※欄は、記入しないでください。